

オンライン見学ツアー

～検察庁編～



検察庁は、適正な捜査手続を通じて、刑事事件の事案の真相を解明し、真に罰すべきものがあれば、これを起訴し、その者の犯した罪に見合った刑罰が科されるように公判活動（裁判）を行っています。

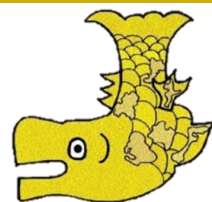
検察庁では、検察官と検察事務官が、社会正義を実現し、市民生活や社会経済の基盤である法秩序を守っているという誇りを持って職務に取り組んでいます。

この見学ツアーでは、名古屋高等・地方検察庁で行われている業務の中から、

犯 罪 捜 査

被 害 者 支 援

について、写真とともに、紹介していきます。



名古屋高等検察庁
広報キャラクター
ナーポ

犯 罪 捜 査

犯罪が発生すると、通常、警察が捜査を行い、事件を検察庁へ送致します。

事件送致を受けた検察官は、事件の真相を解明するために、自ら被疑者の取調べや、参考人（被害者や目撃者等）の事情聴取などの捜査を行います。



残念ながら、実際に使用している部屋をお見せすることはできませんが、被疑者の取調べなどを行う際は、左の写真のような部屋を使用します。

被疑者の取調べなどを行う部屋には、録音・録画するための機器が設置されているため、事案に応じて、取調べの状況を録音・録画することが可能です。

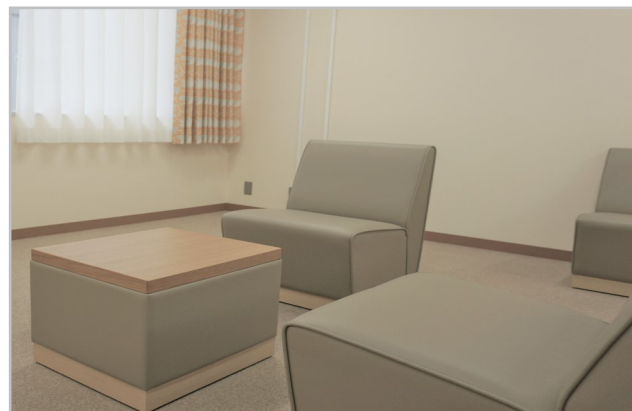
また、参考人が児童である場合は、リラックスした状態で話しやすくするために、下の写真のよ

うな部屋を使用することもあります。

カーテンや壁紙などには、暖かみのある色のものを使用するなどの工夫をしています。

検察官と検察事務官は、日々、これらの部屋を使用して、被疑者の取調べや参考人の事情聴取などの捜査に、二人三脚で臨んでいます。

なお、現在は、パーティション等を設置して飛沫防止を図るなど、新型コロナウイルス感染症感染防止対策が施されています。



被害者支援

ある日突然、自分や家族が犯罪の被害に遭ってしまったら…。

犯人はどうなるのか、今後の刑事手続はどのように行われるのか、被害者である自分や家族には何ができるのか、どのような支援を受けられるのかなど、様々な不安をお持ちになることと思います。

検察庁では、そのような被害者やご遺族等の方々の不安を少しでも和らげるため、「被害者支援員」を全国に配置するなど、様々な支援活動に取り組んでいます。

被害者支援員は、

被害者の方からの様々な相談への対応

法廷への案内・付添い

証拠品の返還手続の手助け

事件記録の閲覧手続の手助け

などのほか、被害者の方の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っています。



名古屋地方検察庁
広報キャラクター

こあるう
鯨あ郎

また、検察庁では、捜査や裁判を行うために、被害者の方に、検察庁での事情聴取に応じていただいたり、裁判で証人として証言していただくなどの協力を得ることが必要となります。

被害者の方の協力によって、事件の真相が明らかとなり、犯人に対し、犯した罪の重さにふさわしい刑罰を科すことが可能となります。

その一方で、再度の事情聴取や証人としての証言は、被害者の方にとっては、被害当時の辛い記憶を思い出すということであり、精神面等への負担は計り知れないものです。



そこで、名古屋地方検察庁には、写真のような被害者の方のための待合室があります。

事情聴取等で来庁していただいた被害者の方にこの部屋でお待ちいただくことで、加害者等と接触することがないようにするなどし、少しでもリラックスしてもらえるような環境作りに努めています。

右のパンフレット「犯罪被害者の方々へ」は、検察庁における被害者保護・支援のための制度等について、捜査や裁判などの各段階に応じて分かりやすく解説しているもので、検察庁で被害者の方にお渡ししていますし、HPからでもご覧になれます。

